

# 多様な支払手段に関する整理

—法律等の適用関係等を中心に—

司法書士 山田 茂樹

# 本日の報告内容

項目	内容
I キャッシュレス支払手段と法律等の適用関係の概要	<ul style="list-style-type: none"><li>各支払手段ごとに適用対象となる法律、関連する業界団体のガイドライン等を整理。</li><li>消費生活相談に関わる割賦販売法、資金決済法等の主な規定</li></ul>
II 複数の支払手段の重層的利用・横断的なサービスの提供	<ul style="list-style-type: none"><li>法律の適用関係</li><li>問題の所在</li></ul>
III 後払い決済	<ul style="list-style-type: none"><li>法律の適用関係</li><li>取引類型</li><li>典型的なユーザ・インターフェース</li><li>主な規約の内容</li></ul>
IV キャリア決済	<ul style="list-style-type: none"><li>法律の適用関係／特徴</li></ul>
V 決済機能付販売プラットフォーム	<ul style="list-style-type: none"><li>法律の適用関係／特徴</li></ul>
VI コード決済	<ul style="list-style-type: none"><li>法律の適用関係／特徴</li></ul>
VII 代引き・収納代行	<ul style="list-style-type: none"><li>法律の適用関係／規約</li></ul>
VIII 送金代行業	<ul style="list-style-type: none"><li>法律の適用関係／特徴</li></ul>
IX 貸金業	<ul style="list-style-type: none"><li>法律の適用関係</li><li>問題の所在</li></ul>

# I キャッシュレス支払手段と法律等の適用関係の概要

# 1 主な支払手段と法律等の適用関係

決済手段(分類)		対象となる特別法等	
1	個別クレジット (I-2)	法律	◆ 割賦販売法 *個別信用購入あつせんの場合
		その他	◆ 個別信用購入あつせんに係る自主規制規則関係((一社)日本クレジット協会)
2	クレジットカード払い (I-2)	法律	◆ 割賦販売法 *包括信用購入あつせんの場合
		その他	◆ 「包括信用購入あつせんに係る自主規制規則関係」((一社)日本クレジット協会) * 国内イシュー(2月払い購入あつせん—マンスリークリアーの場合含む) ◆ 「クレジットカード番号等取扱契約締結事業者による加盟店調査等に係る自主規制規則関係」((一社)日本クレジット協会) *国内アクワイアラ、PSP ◆ 国際ブランドルール
3	デビットカード払い (I-3)	法律	◆ 銀行法
		その他	◆ 国際ブランドルール
4	コンビニエンスストア支 払い(I-2/II)  *「収納代行」や「後払決済※」を含 むと考えられる。	法律	
		その他	〔収納代行関係〕 II ◆ 「GS1-128 シンボルによる標準料金代理収納ガイドライン」(2022年4月) (一財)流通システム開発センター/日本代理収納サービス協会  〔後払決済〕 I-2 ◆ 「加盟店審査に係る自主ルール」(日本後払い決済サービス協会)

※ 個別信用購入あつせん、包括信用購入あつせんに該当するサービスを提供している事業者も存在。

(注) 決済手段の分類は、総務省「通信利用動向調査」をベースに作成した。

決済手段		対象となる特別法等	
5	代金引換 (Ⅱ)	法律	
		その他	◆「代金引換サービス業務の取扱いに関するガイドライン」 ((一社)全国物流ネットワーク協会)
	銀行・郵便局の窓口・ATM での振込・振替 (Ⅱ)	法律	◆ 銀行法
		その他	
6	インターネットバンキング・ モバイルバンキングによる 振込(Ⅱ)	法律	◆ 銀行法
		その他	
7	通信料金・プロバイダ利用料金 への上乗せによる支払い (キャリア決済) (Ⅰ-2)	法律	
		その他	
8	電子マネーによる支払い (Ⅰ-1)	法律	◆ 資金決済法(前払式支払手段)
		その他	◆「前払式支払手段自主規制規則」((一社)日本資金決済業協会)
9	コード決済 (Ⅰ-1, Ⅰ-2, Ⅱ) * ①残高チャージ型、②国際カード紐づけ型、③ デビット型、④デビットチャージ型に分類される。 この場合、紐づけの仕方によって適用される法 律は異なる。	法律	◆資金決済法(前払式支払手段or資金移動)*① ◆割賦販売法(コード決済提供事業者は同法の「クレジット番号等取扱締結事業者」)*②
		その他	
10	消費者金融からの借り入れ (Ⅰ-2) ▲	法律	◆ 貸金業法
		その他	◆「貸金業の業務運営に関する自主規制基本規則」(日本貸金業協会)

## 2 割賦販売法（包括信用購入あっせん）の主な規定

求める対応	事業者の種別	考えられる主張	根拠となる法令等
支払請求に対する返済留保	包括信用購入あっせん業者	抗弁の接続	・割販法30条の4、30条の5 ・自主規制規則48条～50条
	二月払購入あっせんを業とする者 (法第35条の16)	請求の留保要請	(根拠法令等なし) ➤ ただし、信義則上の義務ありとする裁判例※
紛争解決に向けた促し	包括信用購入あっせん業者	①業務運営の措置 (クレジットカード番号等取扱契約締結事業者に対する苦情伝達)	・割販法30条の5の2 ・自主規制規則60条の2第1項
	二月払購入あっせんを業とする者	同上	・自主規60条の2第2項※努力義務
	クレジットカード番号等取扱契約締結事業者	加盟店調査措置	・割販法35条の17の8

※ 東京地判平成21年10月2日(消費者法ニュース84号211頁) は、二月払いのクレジット会社に対し、「購入者と加盟店との間のトラブルの有無や内容の状況を確認調査する等して、むやみに購入者が不利益を被ることのないよう協力すべき信義則上の義務」があるとした。(具体的な内容として苦情伝達類似の行為を行う義務があるとした)

### 3 資金決済法（前払式支払手段）の主な規定

行為規制	備考
<p>1 情報提供 (法13条1項、府令※23条の2)</p>	<p>● ①発行者の氏名、商号または名称、②利用可能金額または物品・サービスの提供数量、③使用期間または使用期限が設けられている場合は、その期間又は期限、④利用者からの苦情または相談を受ける窓口の所在地および連絡先(電話番号等)等。</p>
<p>2 不適切利用防止措置 (同条3項、府令23条の3、事務ガイドラインⅡ-2-6) * 高額電子移転可能型前払式支払手段の3類型(i 残高譲渡型・ii 番号通知型・iii 国際ブランドプリカ型)につき、①未使用残高の上限額の設定、②移転の状況を監視するための体制の整備(i につき)、③不適切な移転を防止するための体制の整備(ii・iii につき)、④その他の当該残高譲渡型前払式支払手段の不適切な利用を防止するための適切な措置</p>	<p>● 例えば「残高譲渡型」につき、以下を講じる。</p> <p>① 防止すべき不適切な利用の類型の特定及び必要に応じた内容の見直し                  ② 1回又は1日当たりの譲渡可能な未使用残高の上限金額を不適切な利用が抑止できると考えられる水準に設定するなど、適切かつ有効な未然防止策の検討及び実施                  ③ 一定以上の金額について繰り返し譲渡を受けている者を特定するなど、不適切な利用が疑われる取引を検知する体制の整備                  ④ 不適切な利用が疑われる取引を行っている者に対する利用停止等の対応及び原因取引の主体や内容等についての必要な確認の実施                  ⑤ 再発防止等の観点から、不適切な利用の類型に応じ、例えば、以下のような措置を迅速かつ適切に講じる体制の整備                  イ. ウェブサイト等への不適切な利用に関する注意喚起の表示                  ロ. 不適切な利用に悪用されているサービス内容の見直し</p>
<p>3 発行保証金の供託等(法14条)</p>	
<p>4 情報の安全管理(法21条)</p>	

※ 前払式支払手段に関する内閣府令

行為規制	備考
<p><b>5 不正取引*に対する補償関係</b>  (法13条、府令第23条の2第1項第3号、第23条の3第4号、事務ガイドラインⅡ-2-9)</p> <p>*前払式支払手段の利用者の意思に反して権限を有しない者の指図が行われたことにより発生した当該利用者の損失に限らず、前払式支払手段の利用者が連携口座の預貯金者になりすますことで預貯金者の意思に反して口座振替が行われたことにより発生した預貯金者の損失など、連携サービスの提供を起因として、連携先の利用者に発生した損失を含む。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 損失の補償等に関する方針の策定・利用者への情報提供等</li> <li>● 補償方針には、少なくとも以下の事項を定める <ul style="list-style-type: none"> <li>イ. 前払式支払手段の発行の業務の内容に応じて、損失が発生するおそれのある具体的な場面毎の被害者に対する損失の補償の有無、内容及び補償に要件がある場合にはその内容</li> <li>ロ. 補償手続の内容</li> <li>ハ. 連携サービスを提供する場合にあっては前払式支払手段発行者と連携先の補償の分担に関する事項(被害者に対する補償の実施者を含む。)</li> </ul> </li> <li>二. 補償に関する相談窓口及びその連絡先</li> <li>ホ. 不正取引の公表基準</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 策定した補償方針に従い、適切かつ速やかに補償を実施するための態勢整備</li> <li>● 不正取引に係る利用者からの相談等、不正取引に係るリスク及び認識した不正取引事案についての認定資金決済事業者協会等の情報共有</li> </ul>
<p><b>6 苦情処理に関する措置</b>  (法21条の3、事務ガイドラインⅡ-2-4)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 適切な苦情相談態勢(発行者への直接連絡体制等)、利用者に対する説明の履行、フィードバック(苦情等の内容及び対処結果について、適切かつ正確に記録・保存・分析・分析をふまえた体制改善等)等</li> </ul>
<p><b>7 業務実施計画の届出(法11条の2)</b>  *高額電子移転可能型前払式支払手段の場合</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● ①前払式支払手段記録口座に記録される未使用残高の上限額を定める場合は上限額、②発行の業務を行うために使用する電子情報処理組織の管理の方法等を、金融庁長官に提出することを義務付け(計画変更の場合も)。</li> </ul>
<p><b>8 加盟店管理</b>  (事務ガイドラインⅡ-3-5)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 加盟店管理は、登録拒否等として規定(法10条等)。具体的な内容はガイドライン。</li> <li>● 「資金決済法の規定を前提とする金融庁ガイドラインに示されている確認や対応を怠り、そのために本件電子マネーの利用者に損害が生じた場合には、電子マネーに関する契約上ないしこれに付随する信義則上の義務に違反するものとして、債務不履行ないし不法行為による損害賠償責任を負うと解すべき」とする裁判例(東京高判平成28年2月4日消費者法ニュース113号284頁)</li> </ul>
<p><b>9 その他</b>  (事務ガイドラインⅡ-2-5)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● サーバ型前払式支払手段を悪用した架空請求等詐欺被害への対応  (詐欺被害に関する情報を速やかに受け付ける体制整備/詐欺された前払式支払手段の特定・利用停止措置の迅速かつ適切に講ずる態勢整備など)</li> </ul>



## 決済事業者への対応（特別法等）のメニューのまとめ

主な項目	対応する規定の例
Ⅰ 請求の停止(後払型)	・支払停止の抗弁(割販法30条の4等)／請求留保(信義則上の義務&判決)
Ⅱ 紛争解決に向けた促し	<p><b>【クレジットカード決済】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・カード会社(イシュア)への苦情伝達要請</li> <li>・クレジットカード番号等取扱契約締結事業者(アクワイアラ、一部のPSP)</li> </ul> <p><b>【ブランドカード(前払式/デビット/クレカ)】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・国際ブランドルールに基づく対応促し(チャージバック等)</li> </ul> <p><b>【前払式支払手段】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・苦情処理に関する措置、加盟店管理(ガイドライン)</li> </ul>
Ⅲ 決済契約の解消+既払金返還請求	・個別信用購入あっせん(個別クレジット)+特商法五類型取引の場合における、割販法のクーリング・オフ、取消権、過量販売解除など

## Ⅱ 複数の支払手段の重層的利用・横断的なサービスの提供

# 1 法律等の適用関係

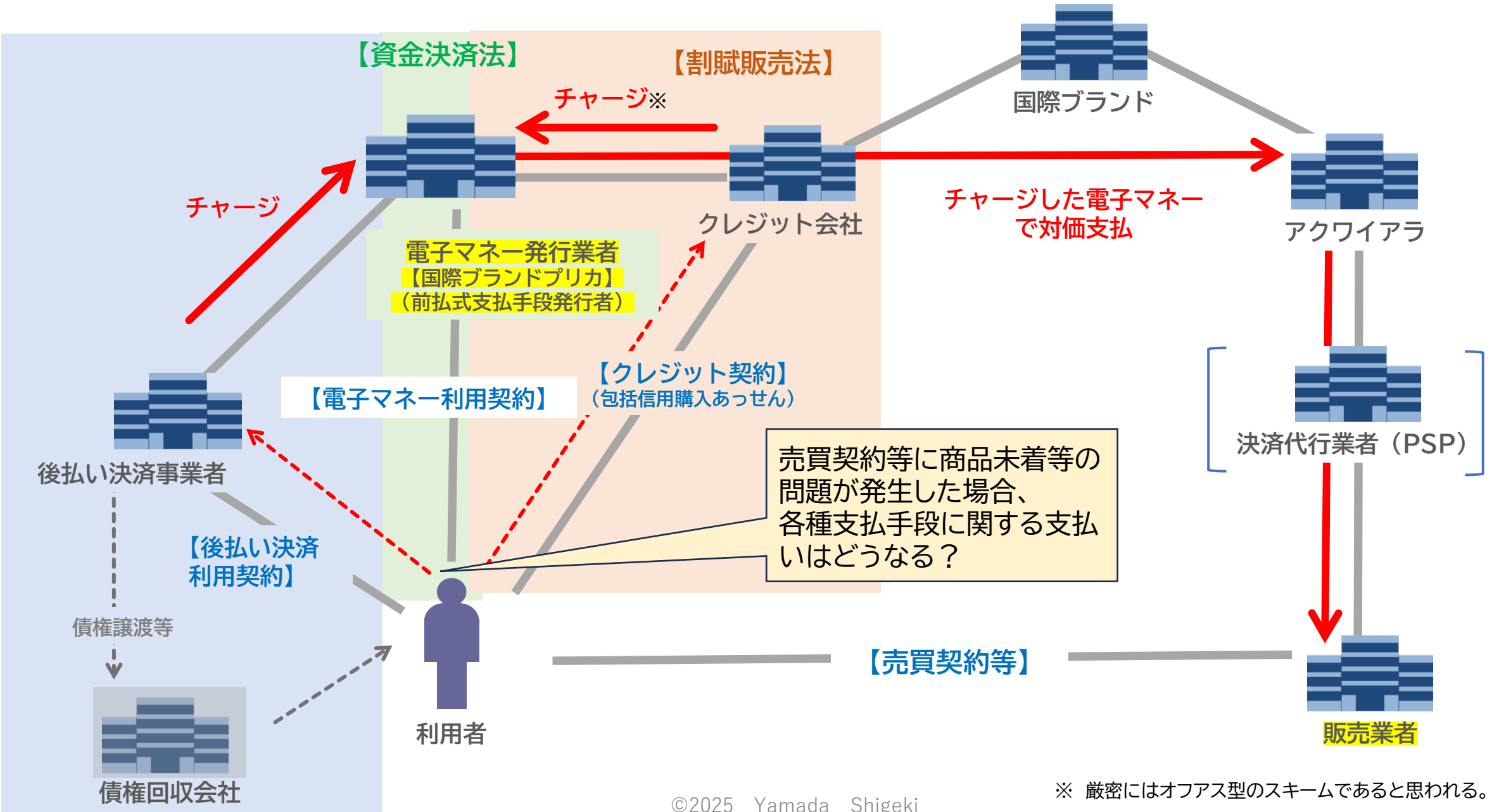
## 1 割賦販売法／資金決済法等

- 各支払い手段ごとに、定義要件に該当する部分につき、それぞれの特別法の対象となる。

### 【問題の所在】

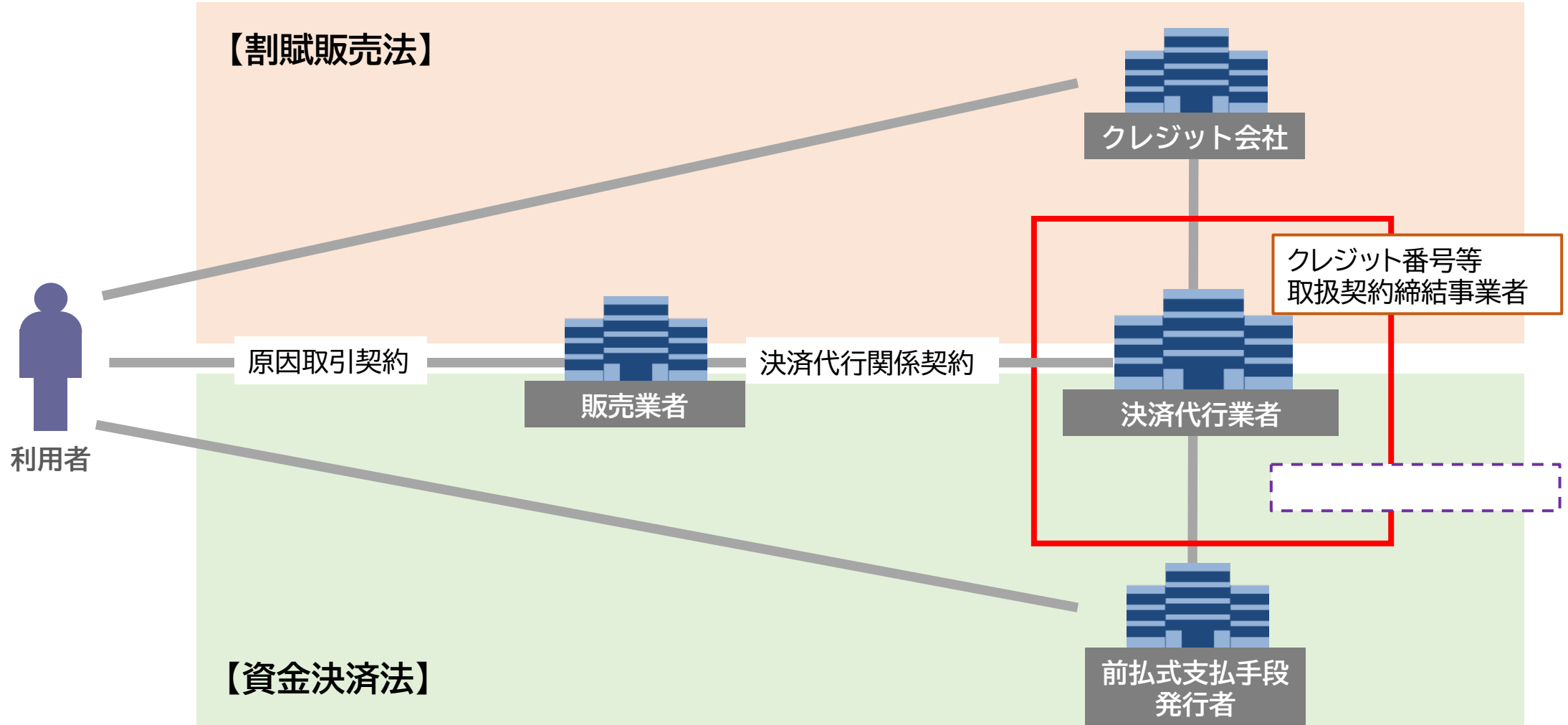
- 1 原因取引にトラブルが発生した場合における、当該トラブルと各支払手段に関する支払義務の切断
  - 【図1】
- 2 同一事業者であるにもかかわらず、関与する支払手段により法的義務が異なる。
  - 【図2】

(図1) 複数の支払手段のチャージを可能とする電子マネー (国際ブランドプリカ)



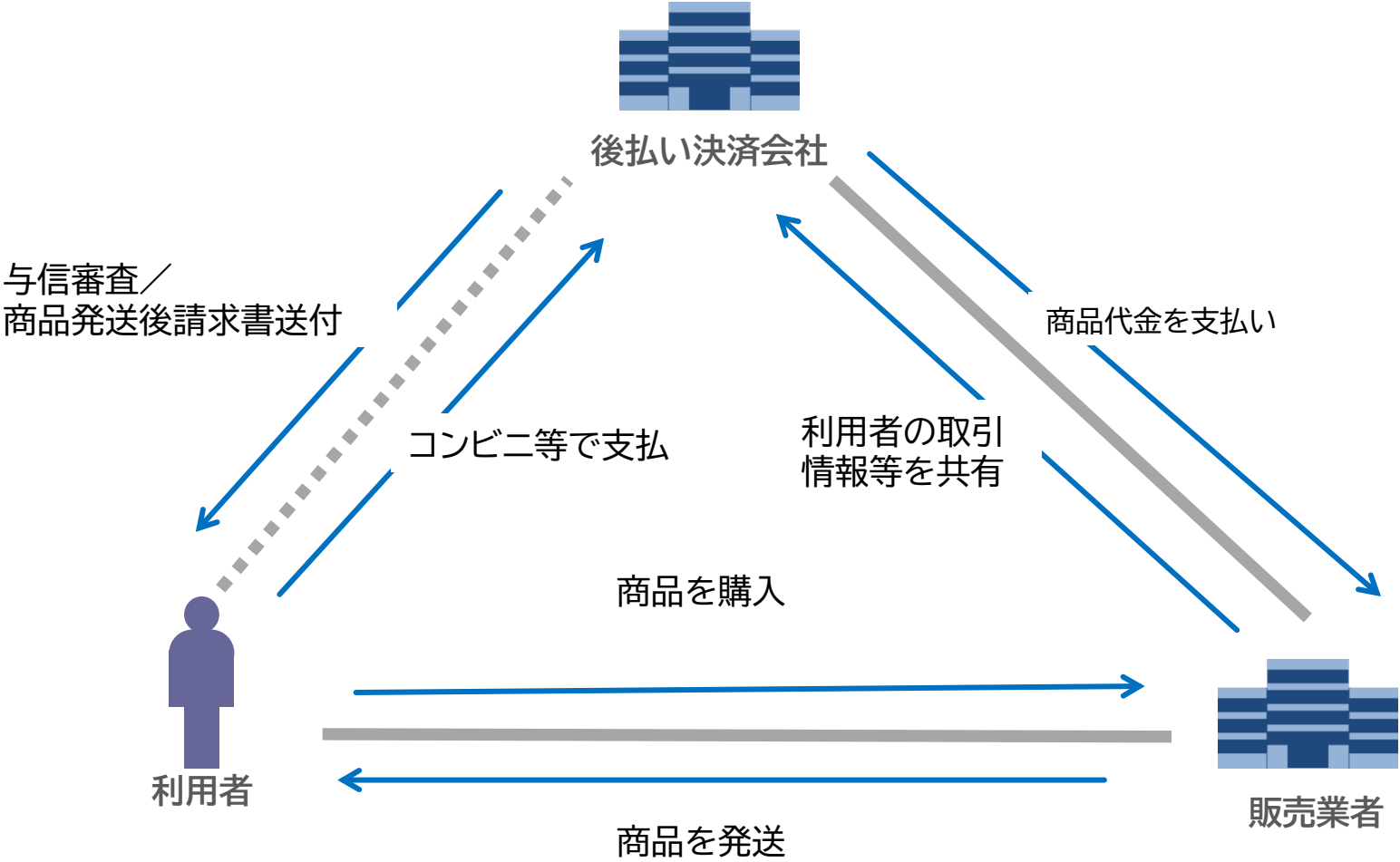
※ 厳密にはオフアス型のスキームであると思われる。

(図2) 複数の支払手段に関する決済代行業者



## Ⅲ 後払い決済

(図3) 後払い決済のながれ



# 1 法律等の適用関係

## 1 基本的な整理

- 2か月以内に特定の売買契約の対価についての「後払い」という方式については、割販法、資金決済法、貸金業法等のいずれの対象事業にもあてはまらない。
  - 個別信用購入あっせん、包括信用購入あっせんに該当するサービスを提供する事業者も存在。

## 2 例外

- 実体として「個別信用購入あっせん」に該当すると判断されるケースの存在※
  - 個別信用購入あっせん該当性については、販売契約と決済契約間の「密接牽連性」\*の存在がポイント
    - \* (1) 金銭消費貸借契約と売買契約とが手続的あるいは内容的に一体である場合、(2) 反復継続的取引関係・相互依存関係がある場合等)  
経済産業省「割賦販売法(後払分野)の概要・FAQ」(問16・17)等を参照

※ 例えば、東京都消費者被害救済委員会平成29年9月「いわゆる健康食品の定期購入に係る紛争案件」は、「一度の契約で6回(6か月)にわたる継続的な商品購入を義務づけた定期購入契約を締結し、商品引渡の都度、受領した商品代金を後払いする場合は、2か月以上にわたる分割払いをすることになる。本件が、最初の申込みにより6回分の定期購入契約が成立していたと仮定すると、甲社と乙社の関係性からみて、乙社の後払いサービスは、割賦販売法2条4項における「個別信用購入あっせん」に該当する。」としている。



## 2 当事者間の法律関係

### 1 類型

- 「債権譲渡型」（図4）と「立替払型」（図5）に大別される。

### 2 利用者／後払決済会社間

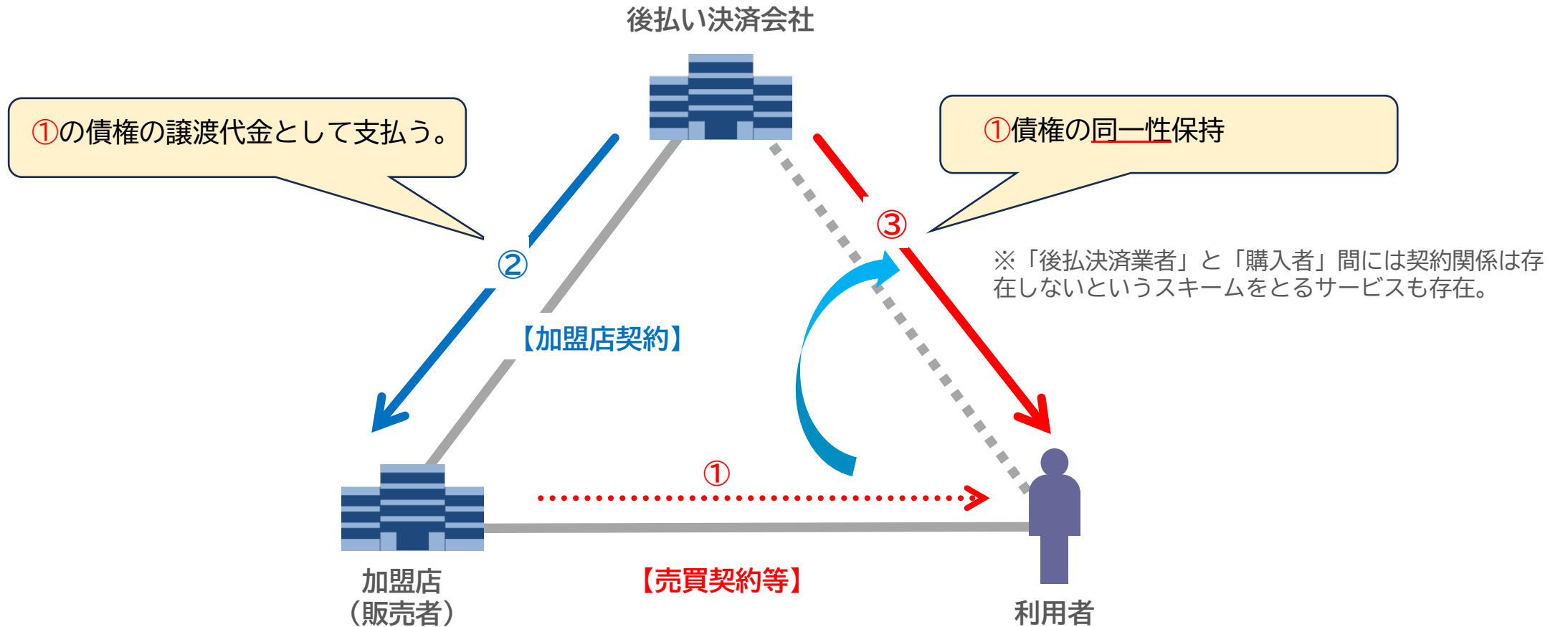
- かならずしも契約関係を前提としないモデルの存在
  - 債権譲渡型
  - 契約を前提としない場合、利用者／後払決済会社間の規約はなく、ウェブ上に「注意事項」等として規約内容に相当する事項を表示。

### 3 販売業者／後払決済会社間

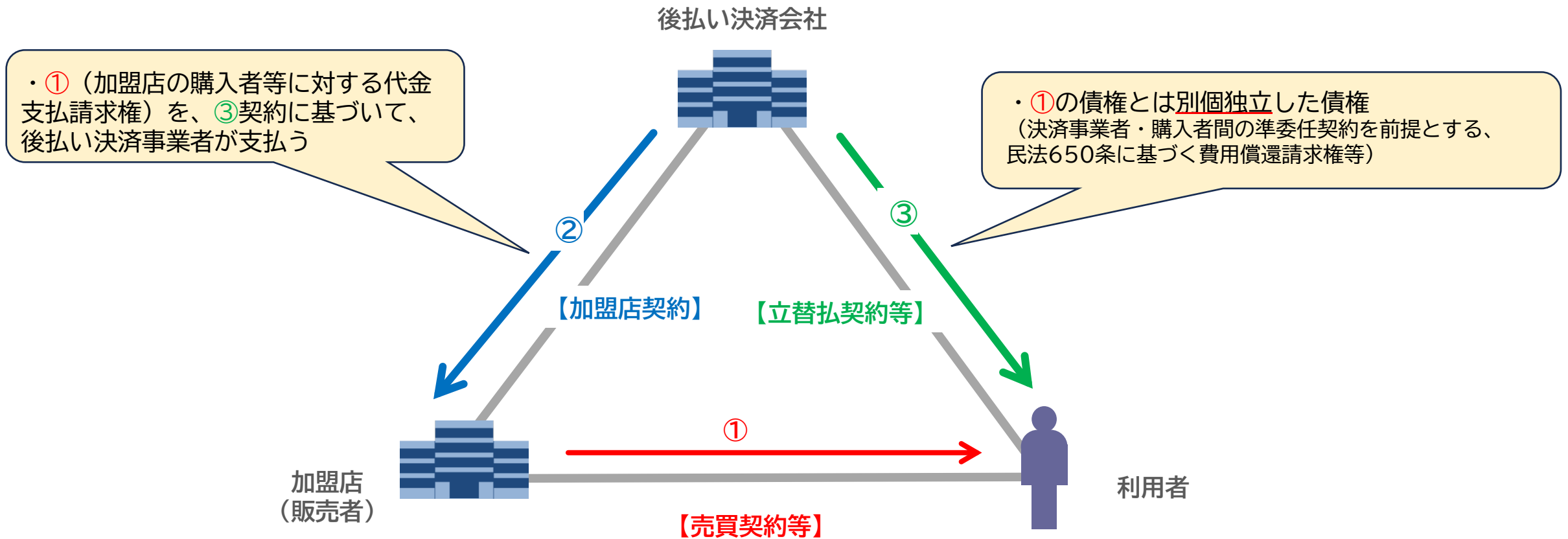
- いわゆる「加盟店契約」
  - 具体的な内容は個々の事業者により異なるが、以下が参考となる。

- 1-① 「経産省ウェブサイト「クレジットカード番号等取扱契約締結事業者の申請等について」
- 1-② 「クレジットカード番号等取扱契約締結事業者登録審査事務チェックシート
- 2 日本後払い決済サービス協会「加盟店審査に係る自主ルール」

## (図4) 債権譲渡型



## (図5) 立替払型



## (参考) 日本後払い決済サービス協会「加盟店審査に係る自主ルール」 (抜粋)

### 第3章 加盟店契約時の調査

#### 第9条(加盟店契約時の調査事項)

正会員は、加盟申込店と加盟店契約を締結しようとする場合は、契約の締結に先立って、当該加盟申込店に関し、次の各号に掲げる事項を調査することとする。

- (1) 加盟申込店に関する基本的な事項
- (2) 加盟申込店が取扱う商品若しくは権利又は役務(以下「商品等」という)に関する事項

#### 第10条(加盟申込店の基本的な事項の調査)

1. 正会員は、前条第1号に定める事項の調査を行うときは次に掲げる事項を含めた調査をすることとする。

- (1) 加盟申込店が行う取引の種類
- (2) 加盟申込店の氏名、生年月日、住所及び電話番号(法人の場合には、名称、住所、電話番号及び法人番号、代表者の氏名及び生年月日)
- (3) 取引条件や広告を表示するサイトおよび最終申込画面のサイトの URL

2. 正会員は、前項各号について調査を行うときは、別表2に定める運用指針(以下「運用指針」という)を活用しつつ、加盟申込店からの書面(電磁的方法を含む。)による申告その他の適切な方法によることとする。

#### 第11条(取扱商品等の調査)

正会員は、第9条第2号に定める事項についての調査を行うときは、購入者の利益の保護に欠ける行為又は後払い決済サービスの不正利用が発生するおそれがあるか否かについて、合理的なリスク判断ができる程度に加盟申込店の取扱う商品等の種類及びその内容を調査することとする。

#### 第12条(加盟店契約の締結の禁止)

1. 正会員は、第9条から前条までの調査その他の方法により知った事項からみて、加盟申込店について、正会員の加盟店審査基準に適合せず、又は適合しないおそれがあると認めるときは、加盟店契約を締結しないものとする。

## 第4章 加盟店契約締結後の調査

(中略)

### 第17条(加盟店に対する随時調査の実施)

正会員は、加盟店契約を締結した加盟店に対して、以下の各号のいずれかに該当する事実が存すると認めるときは、当該各号に定める事項を調査することとする。(中略)

(2) 購入者からの苦情の受付その他の方法により、加盟店について購入者の利益の保護に欠ける行為がなされた又はなされたおそれがあると認められるとき 以下に掲げる事項

イ 当該行為の有無及びその内容

ロ 当該行為その他購入者の利益の保護に欠ける行為を防止するために必要な体制の整備状況

ハ 当該加盟店において購入者から寄せられた苦情を適切かつ迅速に処理するために必要な体制の整備状況

### 第18条(加盟店に対する改善要請)

正会員は、加盟店に対して行った第14条又は前条に基づく調査その他の方法により知り得た事項からみて、以下の各号のいずれかに該当するときは、当該加盟店に対し、該当する事項が解決又は解消するよう、適切な期間を定めて要請することとする。

(1) 加盟店の販売員による勧誘等又は購入者の利益の保護に欠ける行為に係る苦情の発生状況からみて後払い決済サービスの適切な実施に支障を及ぼすおそれがあると認められるとき

(2) 加盟店における不正利用の発生状況を踏まえ、類似の不正利用の再発防止の必要があると認められるとき

(3) 加盟店契約に定める禁止行為等に該当する事実を把握したとき

### 第19条(加盟店契約に対する措置の実施)

1. 正会員が加盟店に対し前条の要請を行っても、要請した期限までに改善されないとき、又は改善要請しても改善が見込まれないことが明らかなきときは、加盟店契約を解除することその他の適切な措置を講じることとする。

2. 加盟店契約を解除した情報については、正会員間で必要に応じて共有するものとする

## 第 5 章 苦情の調査

### 第 22 条(苦情の定義)

本規則において、苦情とは、購入者が加盟店の対応又は後払い決済サービスについて不満を持ち、正会員に直接、又は国民生活センター・消費者生活センター等を経由して申し出た情報をいう。

### 第 23 条(苦情及び原因の調査)

1. 正会員は、苦情の申し出を受けたときは、社内規程等に基づき、速やかに苦情の原因となった行為の内容を調査することとする。
2. 正会員は、苦情が加盟店に起因するものである場合には、必要に応じて第 4 章に定める調査及び措置を実施することとする。
3. 正会員は、苦情が後払い決済サービスに起因する場合には、後払い決済サービスに係る業務の改善その他の所要の措置を講じることとする。
4. 正会員は、苦情の申し出に対して、誠実な対応をもって適切かつ迅速な処理に努めることとする。

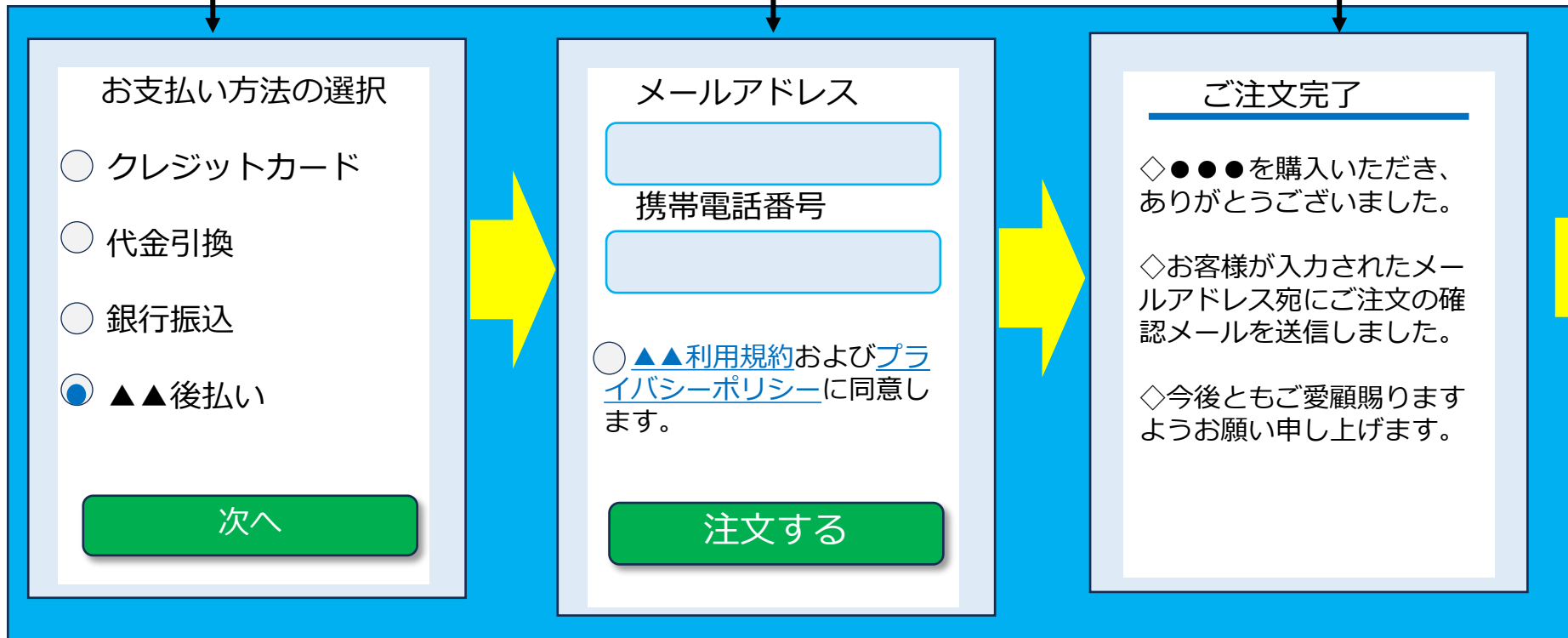
### 3 後払い決済のユーザ・インターフェース

【1】ショッピングサイトで、後払い決済事業者のサービスを選択。

【2】メールアドレス、携帯電話番号等所定の情報を入力して注文※  
➤ 後払い決済事業者のサイト上にある利用規約等のリンク等の表示

【3】注文完了画面

※ 携帯電話番号宛にSMSで認証コードを送信し、当該認証コードの入力を求めるものもある。



○購入商品・請求書到着。

○所定の期間内にコンビニ二等で支払い

## 4 規約・注意事項の概要（利用者／後払い決済会社間）※

### 【主な構成】

①サービス内容、②支払方法、③費用負担、④支払債務の充当順序、⑤遅延損害金、⑥販売店とのトラブルに関する規定、⑦免責規定、⑧審査に関する規定、⑨請求先に関する規定、⑧商品の所有権（所有権留保）、⑨免責規定等

### 1 役務の内容・債権譲渡等の承諾・立替払いの申込み

- 債権譲渡型であるか、立替払い型であるかについて
  - 規約上いずれもありうるように読める規定もある（Aサービス規約）。

#### 【参考】Aサービスの規約

利用者は、代金等に係る決済手段として後払い(注:後払い決済サービス名称)を用いた場合、当該代金等に 係る 債権(以下「代金等債権」といいます。)を加盟店が直接、もしくは提携会社を經由して当社に譲渡すること、又は代金等債権について当社もしくは提携会社が立替払いすることにつき、予め承諾するものとします

#### 【参考】Bサービスの規約

『●●サービス』(以下「本サービス」といいます。)とは、ご購入された商品等の代金等について、●●株式会社(以下「当社」といいます。)が加盟店様に対し立替払いを行った上、当社(※)から購入者様に請求させていただき、購入者様がコンビニエンスストア・郵便局等、当社指定の収納機関から当社(※)にお支払いいただくサービスです。購入者様が加盟店様に対して支払うべき商品等の代金、送料および加盟店様が任意に定める手数料を加算した金額の決済方法として本サービスを選択された場合、当社は購入者様から、加盟店様を經由して立替払契約のお申込みを受けたものとし、速やかに購入者様に係る与信審査を行い、その結果(与信の諾否)を加盟店様に通知いたします。

※ 報告者においてインターネット上で入手できる複数の「規約」（4種）または「注意事項」（3種）の記載事項を基に整理したものであり、規約等に記載のない実務運用等は含まない。



## 2 抗弁の放棄

- 例えば、債権譲渡型につき、利用者は、加盟店に対して有する一切の抗弁を放棄する旨の条項の存在

### 【参考】Aサービスの規約

会員は、当該代金等債権の譲渡について、加盟店に対して保有する一切の抗弁(同時履行の抗弁、無効、取消し、解除の抗弁、譲渡人に対する抗弁、消滅時効の抗弁及び相殺の抗弁を含みますがこれに限りません。)を放棄するものとします。

### 【参考】Dサービスの規約

当社が利用者に対して提供する本サービスの決済方法は、ご利用の翌月に商品等の代金を一括払いでお支払い頂く方法です。本サービスをご利用頂く場合、利用者と販売店との間の商品等に係る契約成立後、販売店から当社に対して、当社所定の方法により売上データが送信され当社システムによって事故なく読み込まれた時点をもって、販売店の利用者に対する代金等債権が当社に譲渡されるものとし、利用者は、販売店の有する利用者に対する代金等債権について、販売店に有する抗弁(同時履行の抗弁、相殺の抗弁、取消の抗弁、解除の抗弁、及び無効の抗弁を含むがこれに限りません。)を放棄するものとします。

### 3 加盟店とのトラブルについて

- 基本的には、加盟店との間で解決するものとするものがみられる。

#### 【参考】Aサービスの規約

第X条 当社は、以下の各号に掲げる事由がある可能性が存すると判断した場合は、利用者に対して調査を申し入れることができるものとし、利用者はこれに応じるものとします。

(略)

- a. 代金等債権に関して、利用者と加盟店との間に紛争が生じ、速やかに解決ができない場合
- b. 商品等の引渡し等を受けられない、商品等に瑕疵がある、又は商品等の正当な返品に応じない等の相当の理由に基づいて利用者が支払債務の弁済を拒絶した場合

第Y条

\* 当社は、利用者と加盟店との間の商品等の取引等について、当事者、代理人、仲立人等にはならず、その成立、有効性、履行等に関していかなる法的責任も負わないものとします。商品等及び取引等に係る問題は、利用者と加盟店との間で解決するものとします。

#### 【参考】Cサービスの規約

お客様は、受領された商品等に関するお問い合わせ・苦情等につきましては、販売店に連絡いただくものとし、販売店との間で解決するものとします。

#### 【参考】Dサービスの規約

当社は、利用者と販売店間の契約に基づく販売店の債務履行につき、一切の責任を負いません。発注いただいた商品ならびに配送及びサービスの提供等の問題についての問い合わせ・苦情等は販売店にご連絡ください。

#### 【参考】Eサービスの注意事項

弊社は、お客様とご購入店との間の契約に基づくご購入店の債務の履行につき一切の責任を負いたしません。ご発注いただいた商品・サービスの問題についての問い合わせ・苦情等をご購入店にご連絡いただきますよう、よろしくお願い致します。

## 4 加盟店から利用者に関する情報提供を受ける旨の規定

- 与信審査、請求等に関連する情報につき、加盟店から提供を受ける旨の規定

### 【参考】Aサービスの規約

利用者が後払い(注:後払い決済サービス名称)の利用を加盟店に申し出た場合、利用の都度、当社は、加盟店を通じて当社所定の情報の提供を受け、後払い(注:後払い決済サービス名称)の利用の可否について当社所定の審査を行い、当該審査結果を加盟店に通知するものとします。

### 【参考】Bサービスの規約

当社は、本サービスの提供、与信審査、債権管理、購入者様からのご質問・ご要望への対応及びこれらに付随する業務に必要な範囲(以下「当該利用目的」といいます。)で加盟店様より、購入者様のご注文にあたり登録された個人情報(氏名・住所・電話番号・メールアドレス等)およびご購入情報(商品名・品代金等)の提供を受けるものとします。

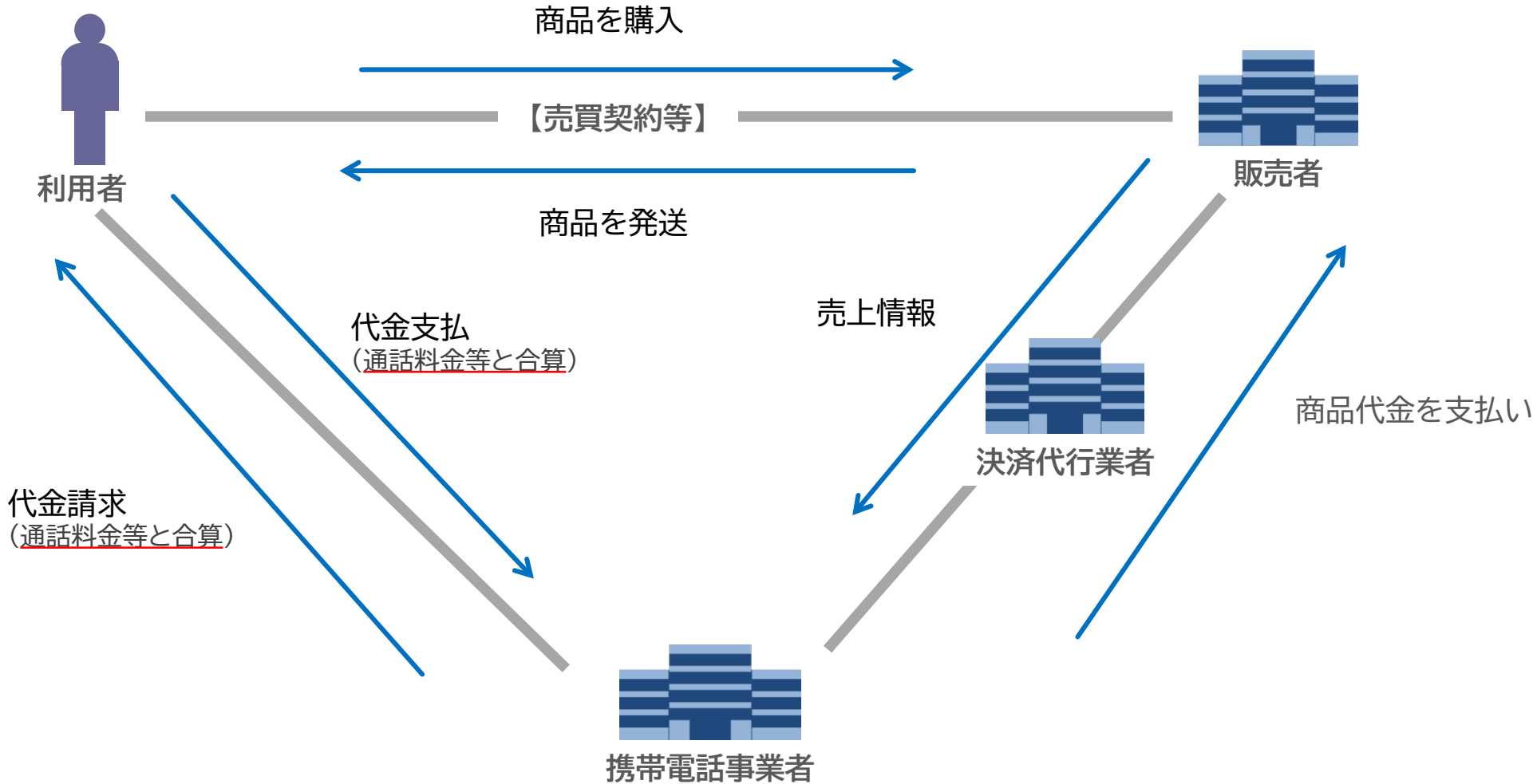
### 【参考】Cサービスの規約

弊社は、販売店より、お客様よりご提供いただいたお客様の情報(氏名・住所・電話番号・Eメールアドレス・配送先情報・その他お客様に関する情報)、お申しいただいたお取引に関する情報、お客様の過去の本サービスの利用情報につきまして、以下の利用目的に必要な範囲で取得し、利用いたします。なお、電話番号については、現在および過去の有効性(通話可能か否か、携帯電話番号の区分等の情報など)を含むものとします。

- ①本サービスの申込の審査、本サービスの提供および本サービスに係る代金のお支払い等の管理
- ②新商品情報のお知らせ、関連するサービス。
- ③市場調査、商品開発。
- ④宣伝物・印刷物の送付、送信等の営業案内。

## IV キャリア決済

(図6) キャリア決済のながれ



# 1 法律等の適用関係

## 1 基本的な整理

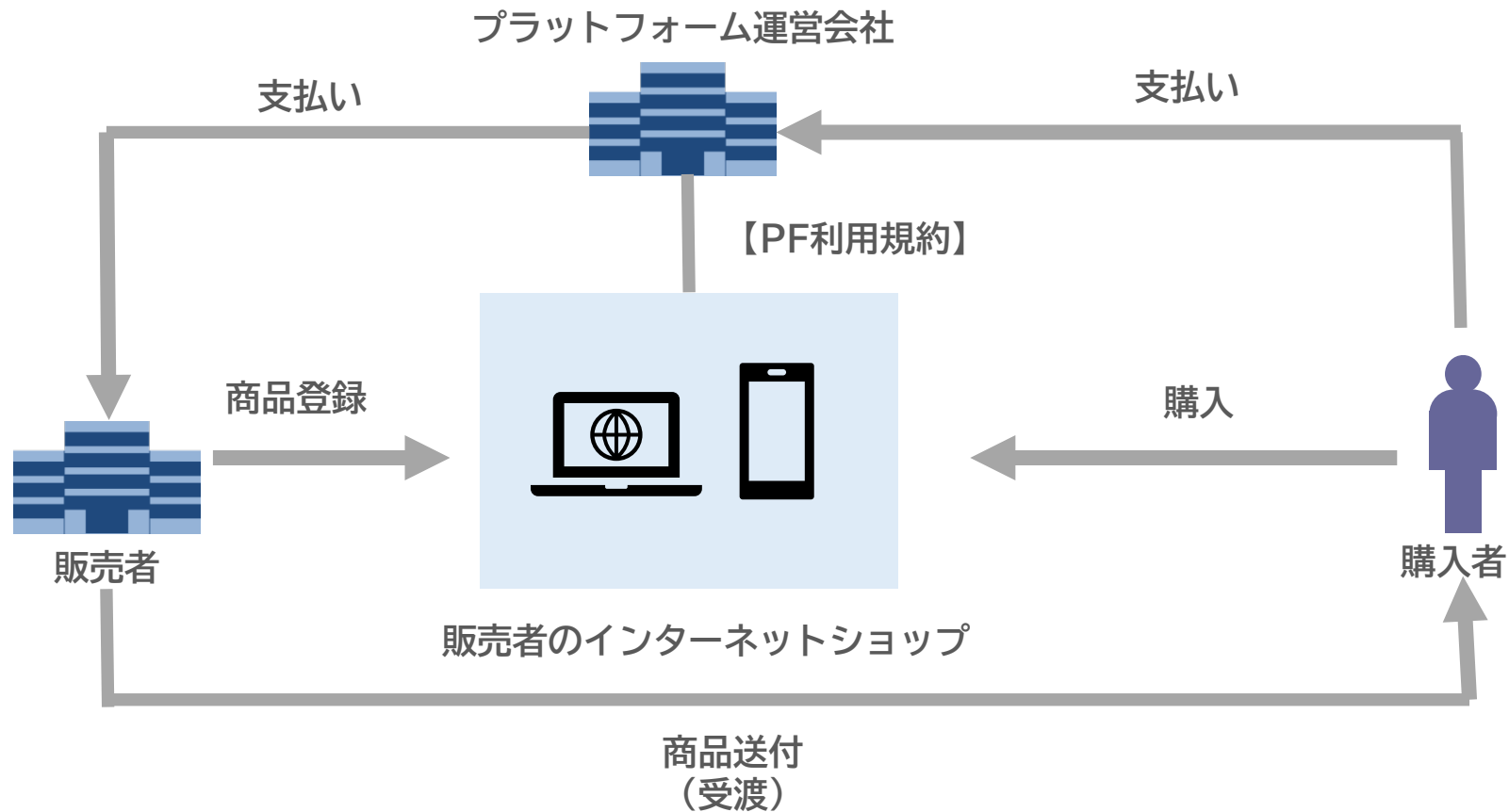
- 2か月以内に特定の売買契約の対価についての「後払い」という方式については、割販法、資金決済法、貸金業法等のいずれの対象事業にもあてはまらない。

## 2 特徴

- 携帯キャリアが通話料金と併せて、物販の商品代金等を請求する仕組み（基本的には後払い決済と同じ）。
- 通話料金と物販の商品代金等の支払を分離して行うことはできない仕組み（後払い決済との違い）。
  - 物販購入でトラブルが発生し、その代金相当額の支払だけ拒むことは原則としてできず、通話料金等含めて、支払拒絶となれば、信用情報上の事故扱い（例えば通話料金につき「不払い者情報交換制度」）となりうる。
- 令和元年にはキャリア決済の“なりすまし”による不正利用をめぐるトラブルが多発。大手キャリアはこうしたトラブルの多発を受け、クレジットカード規約とほぼ同様の補償を盛り込む規約変更を実施。

## V 決済機能付販売プラットフォーム

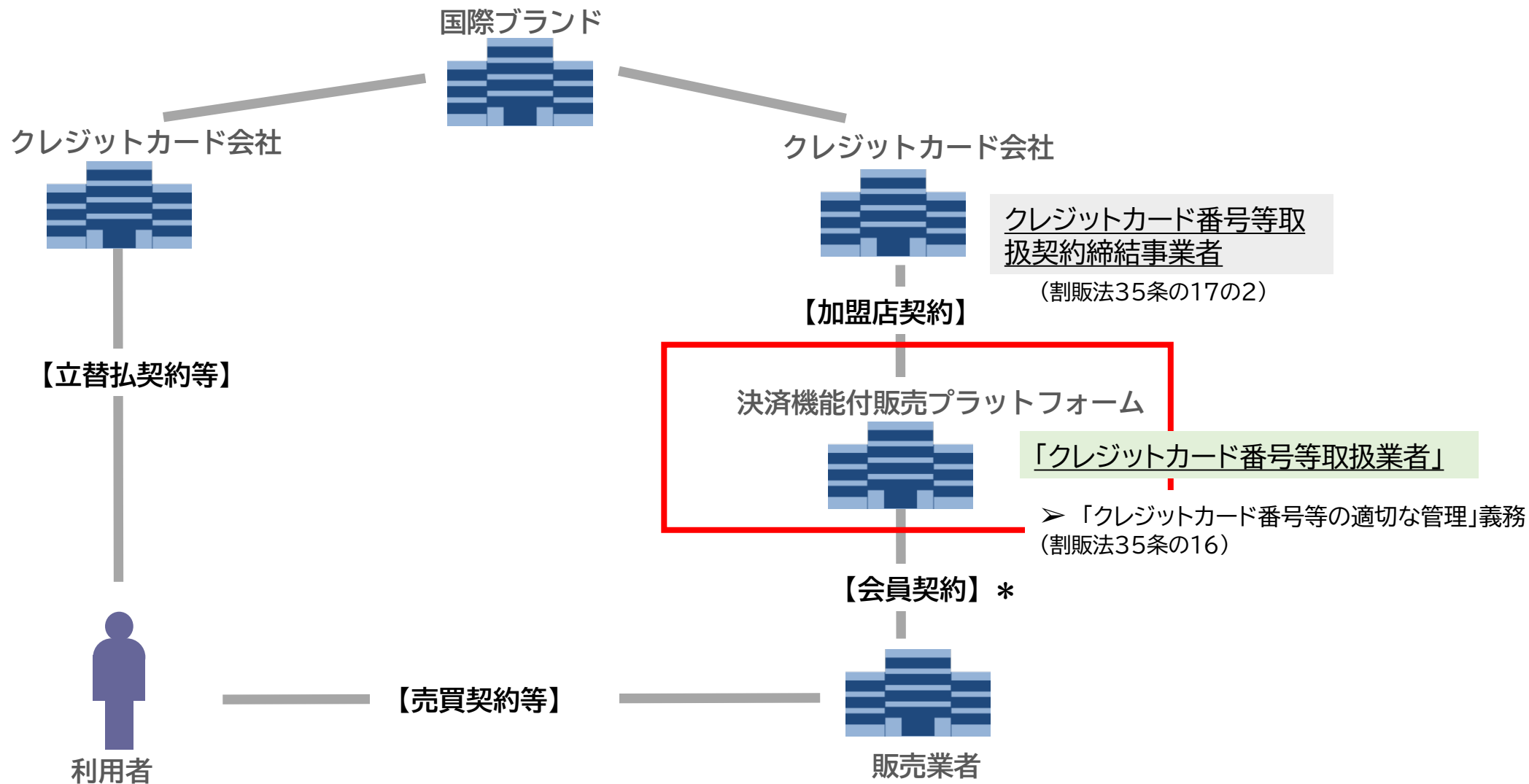
(図7) 決済機能付販売プラットフォームの対価支払等のながれ



(備考) 山本正行委員の資料を基に作成



(図8) クレジットカード決済の仕組みからみた決済機能付販売プラットフォーム



\* ショッピングサイト、各種決済（キャリア決済等）の利用を可能とする契約内容

## 1 割賦販売法

- 「クレジットカード番号等取扱業者」（法35条の16）に該当。
  - 「クレジットカード番号等の適切な管理」義務
- 「クレジットカード番号等取扱契約締結事業者」（法35条の17の2）には該当しないと思われる。
  - この場合、割販法上の加盟店調査措置義務（法35条の17の8）を負わないことになる。
  - 会員である「販売業者」の不正な取引の未然防止・調査等が課題。

## 2 取引デジタルプラットフォームを利用する消費者の利益の保護に関する法律

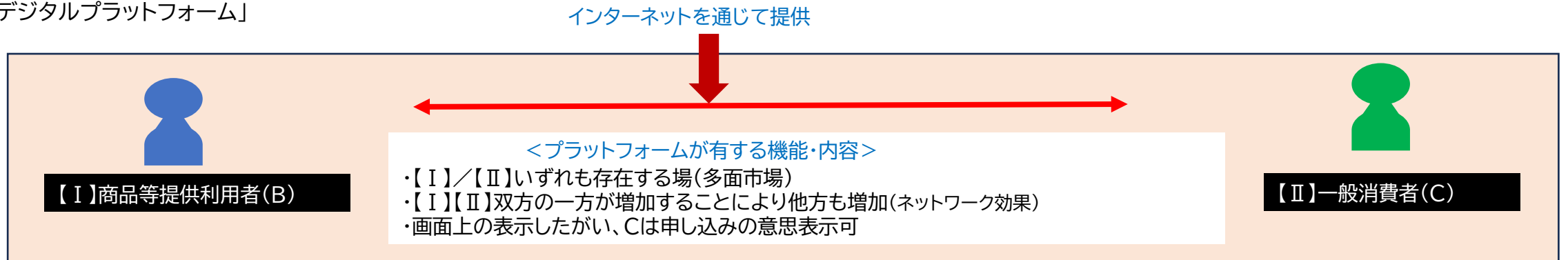
- 提供モデル※によっては「取引デジタルプラットフォーム提供者」（法2条2項）に該当する可能性。
  - そうであれば同法の努力義務（3条）、情報開示請求権（5条）等の対象となる。

※ インターネットショップ機能 / 決済機能

# (図9) 「取引デジタルプラットフォーム提供者」 (取引DPF消費者保護法2条2項)

①事業として	②「取引デジタルプラットフォーム」を	③単独で又は共同して*提供する者
*複数の者があわせて一つの取引DPFを提供している場合は、それぞれの者が本法の対象		
【要件1】	・透明化法2条に定義される「デジタルプラットフォーム」であること	<p>●以下①～③を充足</p> <p>① デジタル技術を用い、商品等提供利用者と一般消費者をつなぐ場(多面市場)を提供すること</p> <p>② インターネットを通じ提供していること</p> <p>③ ネットワーク効果(商品等提供利用者・一般利用者の増加が互いの便益を増進させ、双方が数がさらに増加する関係等)を利用したサービスであること</p>
【要件2】	・【要件1】のうち、①②いずれかの機能を有するもの(いずれもBtoC)	<p>①契約の申込みの場となる取引デジタルプラットフォーム(法2条1項1号) →「場」において消費者がパソコン等の画面上に表示される手続きに従って「通信販売」に係る売買契約等の申込みの意思表示を行うことができる機能を提供</p> <p>②いわゆる「オークションサイト」(法2条1項2号)</p>

(図)「取引デジタルプラットフォーム」



## 取引デジタルプラットフォームを利用する消費者の利益の保護に関する法律（抜粋）

### （定義）

第二条 この法律において「取引デジタルプラットフォーム」とは、特定デジタルプラットフォームの透明性及び公正性の向上に関する法律（令和二年法律第三十八号）第二条第一項に規定するデジタルプラットフォームのうち、当該デジタルプラットフォームにより提供される場が次の各号のいずれかの機能を有するものをいう。

一 当該デジタルプラットフォームを利用する消費者が、その使用に係る電子計算機の映像面に表示される手続に従って当該電子計算機を用いて送信することによって、販売業者等に対し、通信販売に係る売買契約又は役務を有償で提供する契約（以下「役務提供契約」という。）の申込みの意思表示を行うことができる機能

二 当該デジタルプラットフォームを利用する消費者が、その使用に係る電子計算機の映像面に表示される手続に従って当該電子計算機を用いて送信することによって、競りその他の政令で定める方法により販売業者等の通信販売に係る売買契約又は役務提供契約の相手方となるべき消費者を決定する手続に参加することができる機能（前号に該当するものを除く。）

2 この法律において「取引デジタルプラットフォーム提供者」とは、事業として、取引デジタルプラットフォームを単独で又は共同して提供する者をいう。

## 特定デジタルプラットフォームの透明性及び公正性の向上に関する法律（抜粋）

### （定義）

第二条 この法律において「取引デジタルプラットフォーム」とは、特定デジタルプラットフォームの透明性及び公正性の向上に関する法律（令和二年法律第三十八号）第二条第一項に規定するデジタルプラットフォームのうち、当該デジタルプラットフォームにより提供される場が次の各号のいずれかの機能を有するものをいう。

一 当該デジタルプラットフォームを利用する消費者が、その使用に係る電子計算機の映像面に表示される手続に従って当該電子計算機を用いて送信することによって、販売業者等に対し、通信販売に係る売買契約又は役務を有償で提供する契約（以下「役務提供契約」という。）の申込みの意思表示を行うことができる機能

二 当該デジタルプラットフォームを利用する消費者が、その使用に係る電子計算機の映像面に表示される手続に従って当該電子計算機を用いて送信することによって、競りその他の政令で定める方法により販売業者等の通信販売に係る売買契約又は役務提供契約の相手方となるべき消費者を決定する手続に参加することができる機能（前号に該当するものを除く。）

2 この法律において「取引デジタルプラットフォーム提供者」とは、事業として、取引デジタルプラットフォームを単独で又は共同して提供する者をいう。

（クレジットカード番号等取扱契約締結事業者の登録）

第三十五条の十七の二 次の各号のいずれかに該当する者は、経済産業省に備えるクレジットカード番号等取扱契約締結事業者登録簿に登録を受けなければならない。

一 クレジットカード等購入あつせんに係る販売又は提供の方法により商品若しくは権利を販売し、又は役務を提供しようとする販売業者又は役務提供事業者に対して、自ら利用者に付与するクレジットカード番号等を取り扱うことを認める契約を当該販売業者又は当該役務提供事業者との間で締結することを業とするクレジットカード等購入あつせん業者

二 特定のクレジットカード等購入あつせん業者のために、クレジットカード等購入あつせんに係る販売又は提供の方法により商品若しくは権利を販売し、又は役務を提供しようとする販売業者又は役務提供事業者に対して、当該クレジットカード等購入あつせん業者が利用者に付与するクレジットカード番号等を取り扱うことを認める契約を当該販売業者又は当該役務提供事業者との間で締結することを業とする者

（クレジットカード番号等の適切な管理）

第三十五条の十六 クレジットカード番号等取扱業者(次の各号のいずれかに該当する者をいう。以下同じ。)は、経済産業省令で定める基準に従い、その取り扱うクレジットカード番号等(包括信用購入あつせん業者又は二月払購入あつせんを業とする者(以下「クレジットカード等購入あつせん業者」という。))が、その業務上利用者に付与する第二条第三項第一号の番号、記号その他の符号をいう。以下同じ。)の漏えい、滅失又は毀損の防止その他のクレジットカード番号等の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

一 クレジットカード等購入あつせん業者

二 包括信用購入あつせん又は二月払購入あつせん(以下この項及び第三十五条の十七の二において「クレジットカード等購入あつせん」という。)に係る販売の方法により商品若しくは権利を販売する販売業者(以下「クレジットカード等購入あつせん関係販売業者」という。)又はクレジットカード等購入あつせんに係る提供の方法により役務を提供する役務提供事業者(以下「クレジットカード等購入あつせん関係役務提供事業者」という。)

三 特定のクレジットカード等購入あつせん業者のために、自己の名をもつて特定のクレジットカード等購入あつせん関係販売業者又はクレジットカード等購入あつせん関係役務提供事業者にクレジットカード等購入あつせんに係る購入の方法により購入された商品若しくは権利の代金又は受領される役務の対価に相当する額の交付(当該クレジットカード等購入あつせん関係販売業者又はクレジットカード等購入あつせん関係役務提供事業者以外の者を通じた当該クレジットカード等購入あつせん関係販売業者又はクレジットカード等購入あつせん関係役務提供事業者への交付を含む。次号において同じ。)をすることを業とする者(同号において「立替払取次業者」という。)

四 特定の立替払取次業者のために、自己の名をもつて特定のクレジットカード等購入あつせん関係販売業者又はクレジットカード等購入あつせん関係役務提供事業者にクレジットカード等購入あつせんに係る購入の方法により購入された商品若しくは権利の代金又は受領される役務の対価に相当する額の交付をすることを業とする者

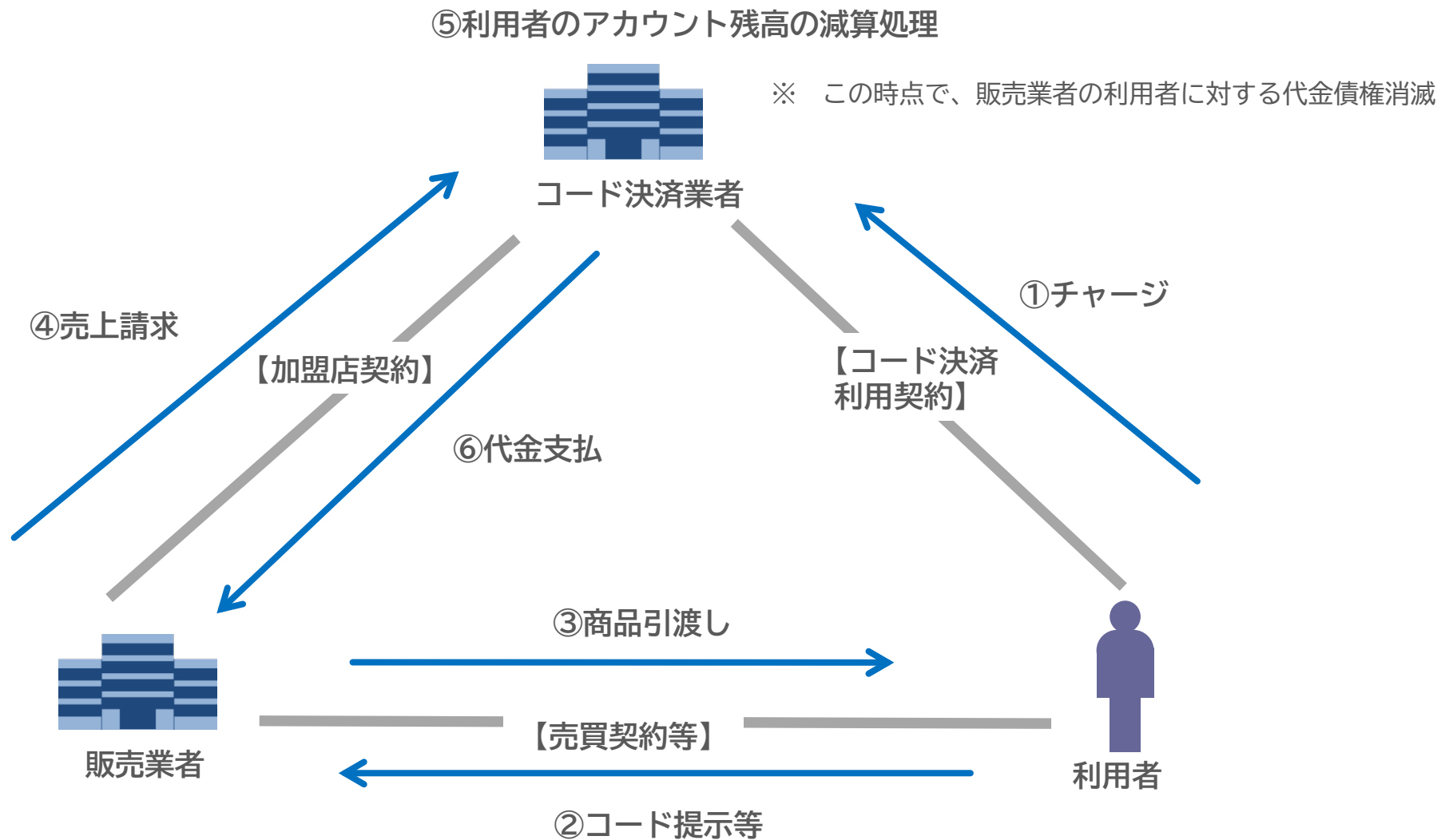
五 利用者からクレジットカード番号等の提供を受けて、当該クレジットカード番号等を決済用情報(当該クレジットカード番号等以外の番号、記号その他の情報であつて、当該利用者がそれを提示し又は通知して、特定の販売業者から商品若しくは権利を購入し、又は特定の役務提供事業者から役務の提供を受けることができるものをいう。以下この項において同じ。)と結び付け、当該決済用情報を当該利用者に提供することを業とする者

六 前号に掲げる者から委託(二以上の段階にわたる委託を含む。)を受け、クレジットカード番号等をその結び付けられた決済用情報により特定することができる状態で管理することを業とする者

七 第三号から前号までに掲げる者のほか、大量のクレジットカード番号等を取り扱う者として経済産業省令で定める者

## VI コード決済

# (図10) コード決済のながれ (残高チャージ・前払式支払手段の場合)





# 1 法律等の適用関係

## 1 基本的な整理

- ①残高チャージ型、②国際カード紐づけ型、③デビット型、④デビットチャージ型に分類される。  
この場合、紐づけの仕方によって適用される法律は異なる。
- ①であれば、資金決済法（前払式支払手段or資金移動。コード決済事業者は「前払式支払い手段発行者」、「資金移動業者」に該当）、②であれば、割賦販売法（コード決済業者は「クレジット番号等取扱締結事業者」に該当）

## 2 規約

### 1 コード決済業者・加盟店間の契約

- いわゆる「加盟店契約」
  - 具体的な内容は個々の事業者により異なるが、以下が参考となる 一苦情処理・加盟店管理等。

金融庁ウェブサイト「第三分冊：金融会社関係 前払式支払手段発行者関係」（事務ガイドライン）

<https://www.fsa.go.jp/common/law/guide/kaisya/05.pdf>

### 2 コード決済業者・利用者間の契約

- アカウト残高の減算時点で債務消滅する旨、販売店とのトラブルは当事者間で解決する旨、返金は電子マネーのチャージ加算による旨等が記載されているものなどがある。

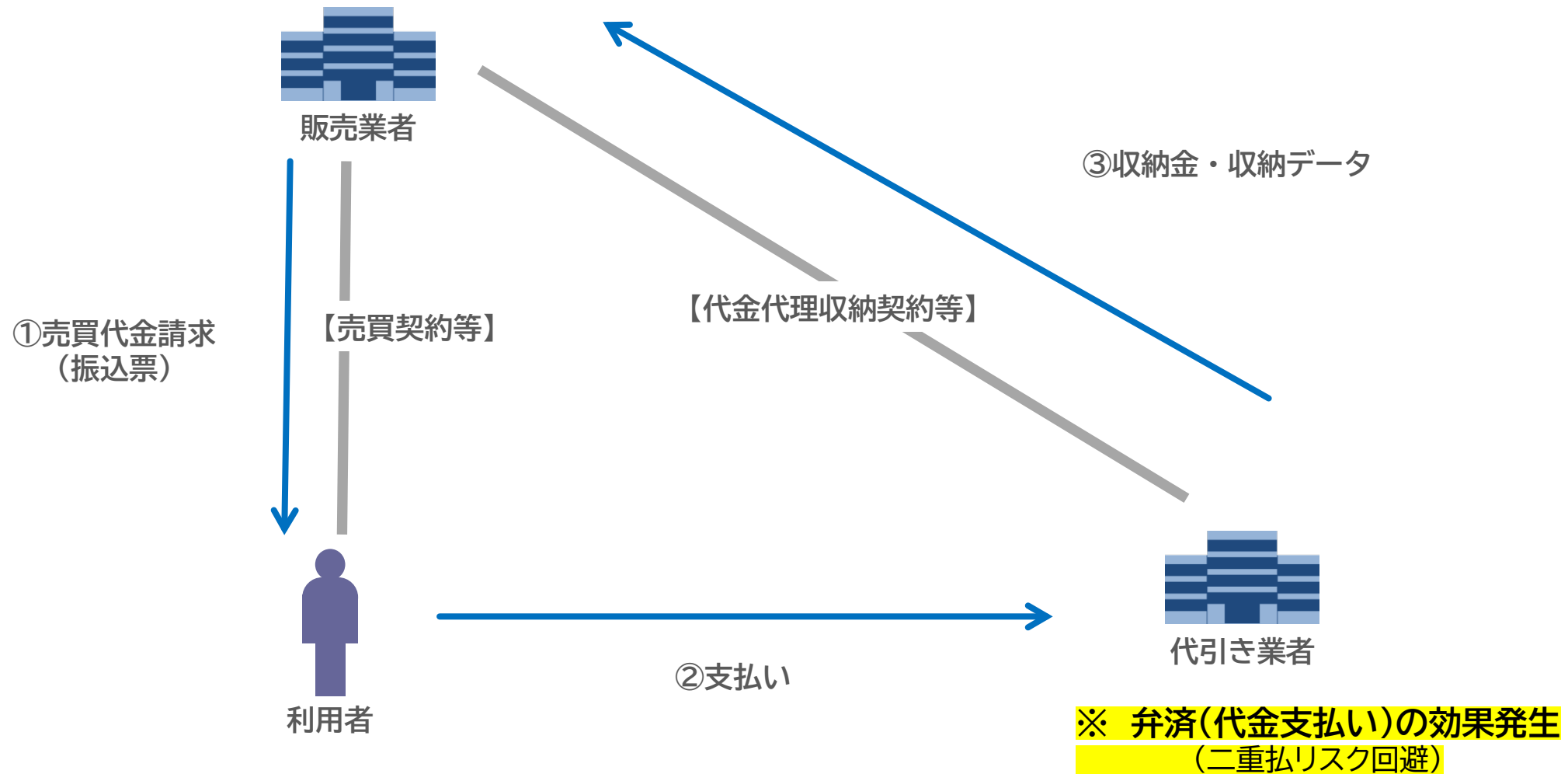
#### 【参考】規約の例

利用者は、対象商品等を購入するときに【コード決済のサービス名】での決済を希望する場合には、当社所定の方法で【コード決済のサービス名】による支払いを指定できるものとします。対象商品等の対価の金額が利用者の【コード決済のサービス名】残高アカウントに記録された【コード決済のサービス名】の範囲内である場合、当社は、当該【コード決済のサービス名】から対象商品等の対価に相当する額の【コード決済のサービス名】を、次項に定める方法により、当該利用者の【コード決済のサービス名】残高アカウントから減算します。当該減算がなされた時点で、利用者は、加盟店に対する対象商品等の対価の支払義務を免れるものとします。

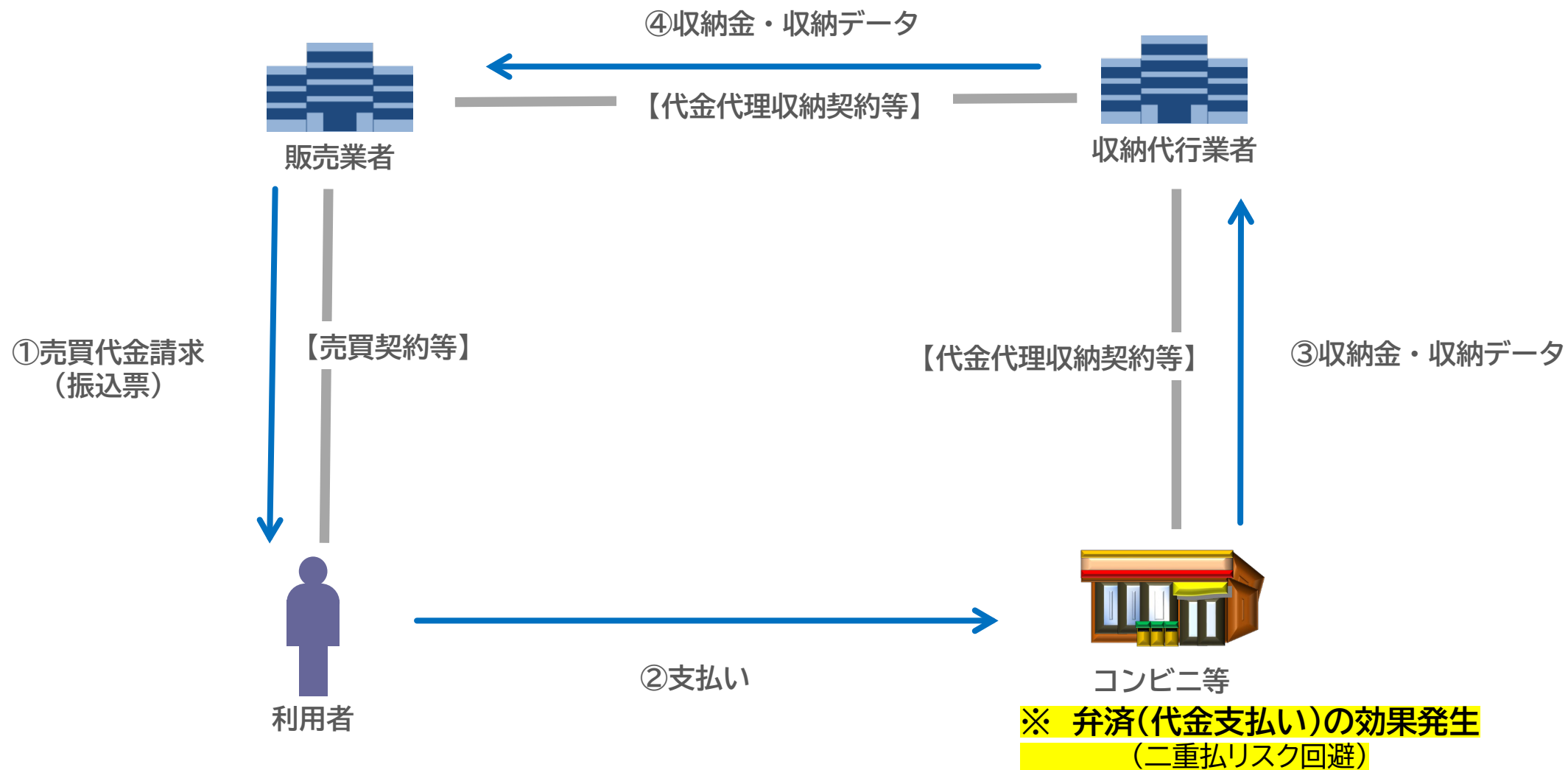
利用者は、【コード決済のサービス名】で決済した取引に関し、加盟店との間で対象商品等の瑕疵、債務不履行その他の事由に基づき問題が生じた場合、利用者と加盟店との間で解決するものとします。この場合、利用者と加盟店との間で決済を取り消す必要が生じたときでも、当社が認めた場合を除き、加盟店は利用者に対して対象商品等の対価を直接返金せず、対象商品等の対価に相当する【コード決済のサービス名】を【コード決済のサービス名】残高アカウントに加算する方法により返金が行われることに利用者は同意するものとします。

## VII 代引き・収納代行

# (図 1 1) 基本的な代引きのしくみ



(図 1 2) 基本的なコンビニ収納代行のしくみ



# 1 法律等の適用関係

## 1 基本的な整理

- 資金決済法の立法時に「資金移動業」該当性についても議論があったが、弁済受領権限があること等から対象外と整理。

## 2 ガイドライン等

- 例えば、以下のように規定されている。

(参考)全国物流ネットワーク協会「代金引換サービス業務の取扱いに関するガイドライン」

### 4. 取扱商品等の確認

代金引換サービスの申し込みについては、取扱商品の適性及び事業所所在地ならびに集貨場所を確認し、返品または苦情等に適切に対応できる取引環境を整えます。

※ 貨物の種類及び性質を確認します。

※ 法令又は公序良俗に反する商品の引受については、拒絶します。

※ その他 受取拒否又は返品等についても、適切に対応できる取引環境を整えます。

(参考)流通システム開発センター・日本代理収納サービス協会「GS1-128 シンボルによる標準料金代理収納ガイドライン」

### 補足資料. II 運用編

#### 代理収納における消費者保護に関する留意点

(3)請求書発行事業者の管理の徹底・トラブル発生時の協力体制の整備について請求書発行事業者を新規に追加する場合は、悪質な事業者の排除を図る観点から、収納代行会社にて事前審査の上、コンビニエンスストア等本部に対して申請を行うこととする必要がある。また、既存の請求書発行事業者についても、必要に応じて審査を行い、悪質な事業者とみとめられる行為が確認された場合は、消費者保護の観点から適切な措置を執る必要がある。消費者からの相談への一元的な対応が可能になるようにするため、各コンビニエンスストア等本部においては、そのような相談に応じる統一的な窓口を設置し、実際にトラブルが発生したときは請求書発行事業者や収納代行会社の連絡先等の回答等、適切な対応をすることとし、収納代行会社とコンビニエンスストア等が情報共有または協力の上、トラブルの解決・軽減に努める必要がある。

### 【参考】代引き業者・販売業者間の規約の例

第●条 甲(加盟店)は乙(代引き業者)に対し、顧客への運送とその商品代金の集金及び代理受領業務を委託し、顧客が加盟店に支払うべき商品代金を、加盟店に代わって顧客から受領する権限を授与するものとします。

#### 第●条(取扱い商品等)

- 1.甲が販売する商品で、適法かつ公序良俗に反しないものとします。
- 2.甲は、▲▲(代引きのサービス名称)で取扱う商品を事前に乙に届け出、乙の承認を得るものとします。
- 3.以下の商品は取扱うことができないものとします。
  - (1)各種情報権利または役務が付加されることにより、商品の価値が著しく増加するもの
  - (2)運送人が定める運送約款により取扱いできないもの
  - (3)その他、乙が不相当と判断したもの
- 4.甲は、以下の場合 ▲▲(代引きのサービス名称)を利用することはできないものとします。
  - (1)連鎖販売等での利用。但し、乙が予め認めた場合を除く
  - (2)業務提供誘引販売での利用 (中略)

#### 第●条(顧客への対応義務等)

- 1.甲は、乙が顧客から商品に関して苦情、相談を受けた場合、効能または効果に関する疑義、不良品・品違い・量目不足・商品の未着・誤請求等の事故が発生した場合、その他甲と顧客との間において争議が生じた場合は、甲の負担と責任をもって対処し、解決にあたるものとします。

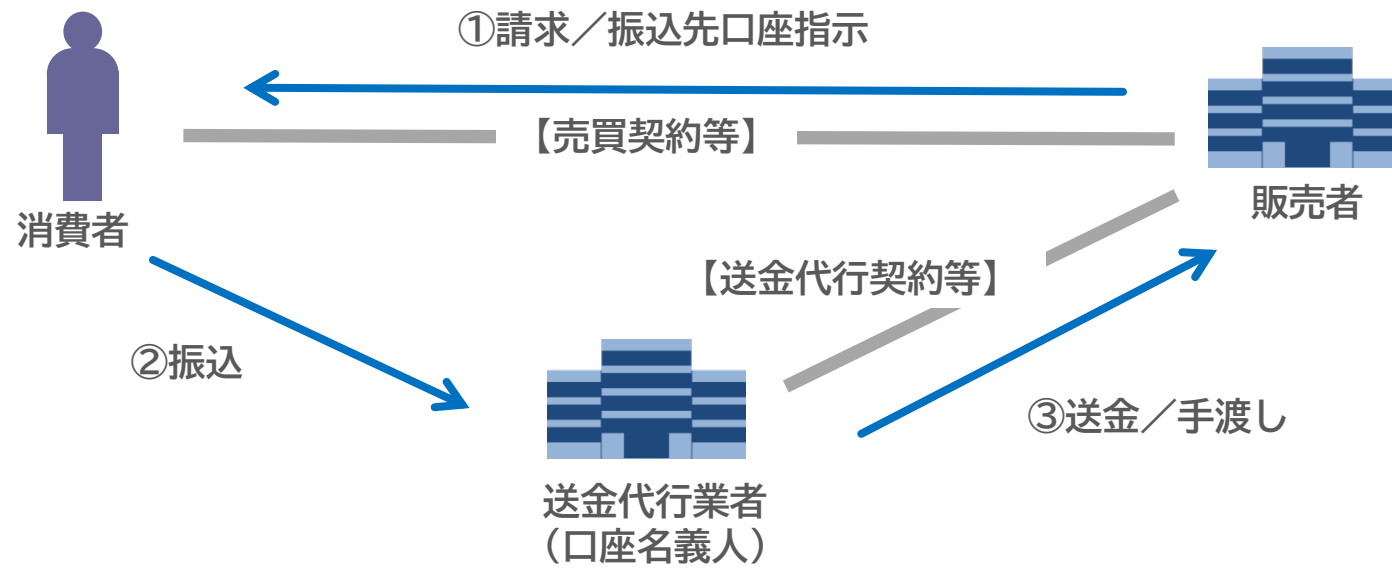
#### 第●条(返送)

- 1.乙は、運送人の運送約款に定める場合のほか、以下の場合、商品を甲に返送できるものとします。
  - (1)顧客が商品の受取を拒絶したとき
  - (2)顧客が代金の支払いなしに決済手続きを拒絶したとき
  - (3)カードが不正に使用される疑いがあると丙が判断したとき
  - (4)送り状記載の顧客住所と顧客の実際の住所が異なるとき (以下省略)

## VIII 送金代行業



# (図 1 3) 送金代行業のながれ



# 1 法律等の適用関係 – 送金代行業者につき –

## 1 資金決済法

- 「為替取引」※1に該当すれば、資金決済法の「資金移動業」（法2条2項）となりうる。
  - 下級審では以下の仕組みを「為替取引」に該当するとした判決もみられた。但し、同判決は控訴審で「為替取引該当性」を否定※2。

※1 顧客から、隔地者間で直接現金を輸送せずに資金を移動する仕組みを利用して資金を移動することを内容とする依頼を受けて、これを引き受けること、又はこれを引き受けて遂行すること（最三小決平成13年3月12日刑集55巻2号97頁）。

※2 東京高判平成25年7月19日（判タ1417号113頁）は、「銀行法が、為替取引を銀行業の内容の一つと位置づけ、これを免許制の対象としたのは、隔地者間の資金授受の媒介をするに当たり、媒介となる機関において、直接現金を輸送することなく隔地者への支払等を確実にするための資金手当のシステムを確立するなど、利用者（顧客）との間で高度の信用を保持できる体制を構築することが求められることから、十分な信用を持たない者が当該取引を行えないようにすることにより、利用者（顧客）を保護し、かつ、金融の円滑の確保を図ることにあると解される。このような銀行法の趣旨に鑑みると、依頼人の資金を依頼人に代わって受取人に送金するようないわゆる送金代行業務は、銀行法にいう「為替取引」には該当しないというべきである」とする（なお、原審である、さいたま地判平成25年3月13日は、送金代行業務の為替取引該当性を認めていた）。

## 2 その他

- 送金代行業を行う法人はその目的として「収納代行業」「決済代行業務」等としているケースが少なくない。
- 「犯罪収益移転防止法」で禁止される「他人に使用させる目的で預金口座を利用させる行為」（法28条2項）に該当するとして、送金代行業者の不法行為責任を認めた裁判例がある※。

※ 例えば、東京地判平成29年5月10日（先物取引裁判例集78号193頁）は、「（3） 被告フロンティア（報告者注：インターネットを利用した決済代行業務及びそれらの仲介、並びに代金決済システムの導入代行業務等を目的とする株式会社）及び被告Y2は、被告フロンティアがあくまで収納代行業としての職務を忠実に履行していただけて、不正出金などもしていないと主張する。しかし、収納代行業者が、振り込まれた金員を頻回にわたりわざわざ現金で引き出した上で、依頼者に現金を手渡すなどという業務をすることが一般的なものとはいえず、前記（2）において説示したところと同様、本件詐欺ときに、既に振り込め詐欺の「出し子」に関する報道も多く行われていた中で、被告フロンティアと本件サイト運営者との契約に至る経緯も明らかではなく、本件サイト運営者の実体が不明であるにもかかわらず、そういう者に対して、犯罪収益移転防止法において罰則をもって禁じられている、第三者へ有償によって口座を提供して、そこに振り込まれた現金を引き出しては、交付するという業務自体が不自然であり、被告フロンティアによる口座提供が違法に行われたものというほかない。」として共同不法行為の成立を認めている。

## 資金決済に関する法律（抜粋）

### （定義）第二条 （略）

- 2 この法律において「資金移動業」とは、銀行等以外の者が為替取引を業として営むことをいう。
- 3 この法律において「資金移動業者」とは、第三十七条の登録を受けた者をいう。

## 資金決済に関する法律（抜粋）

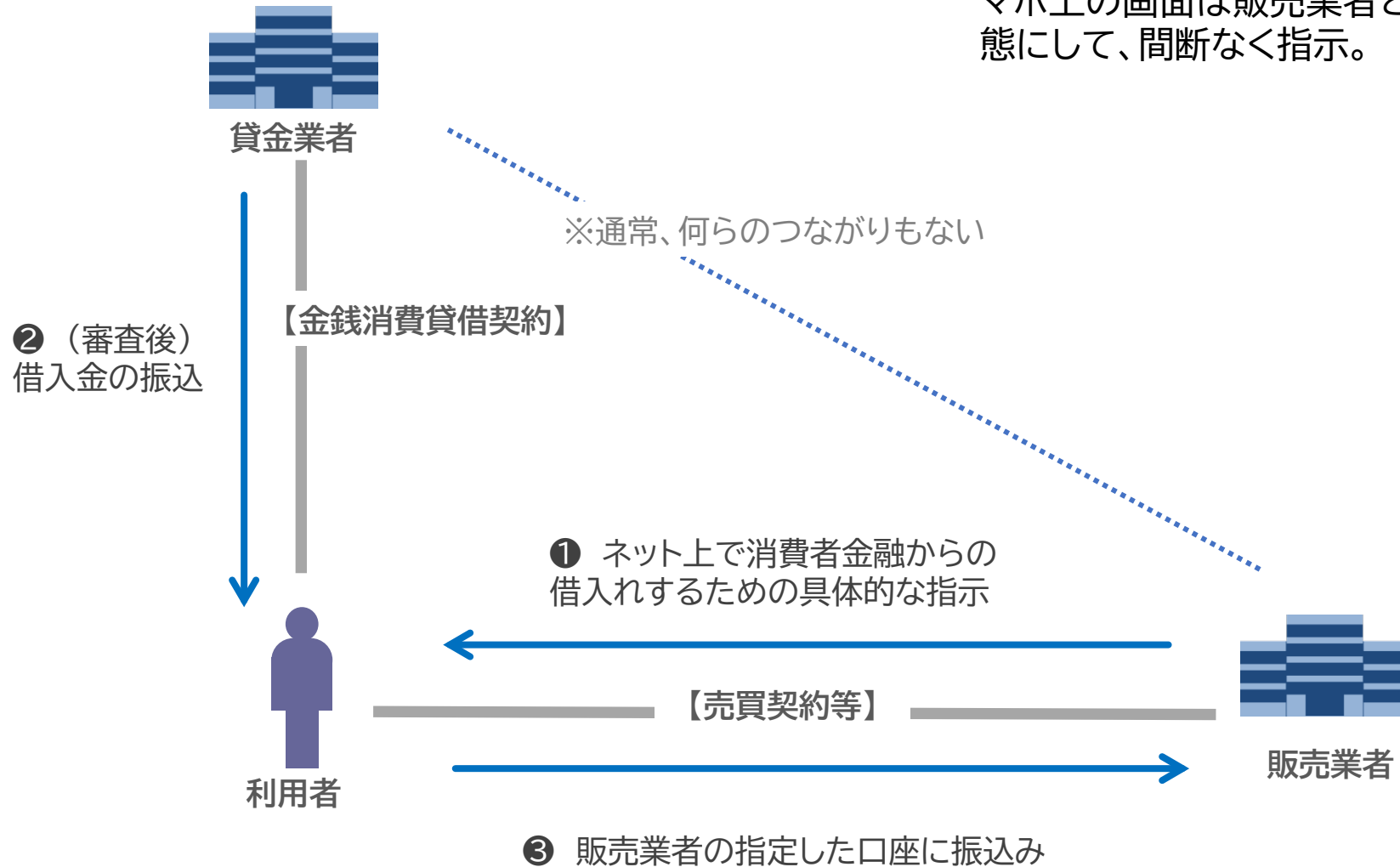
第二十八条 他人になりすまして特定事業者(第二条第二項第一号から第十五号まで及び第三十七号に掲げる特定事業者に限る。以下この条において同じ。)との間における預貯金契約(別表第二条第二項第一号から第三十八号までに掲げる者の項の下欄に規定する預貯金契約をいう。以下この項において同じ。)に係る役務の提供を受けること又はこれを第三者にさせることを目的として、当該預貯金契約に係る預貯金通帳、預貯金の引出用のカード、預貯金の引出し又は振込みに必要な情報その他特定事業者との間における預貯金契約に係る役務の提供を受けるために必要なものとして政令で定めるもの(以下この条において「預貯金通帳等」という。)を譲り受け、その交付を受け、又はその提供を受けた者は、一年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。通常の商取引又は金融取引として行われるものであることその他の正当な理由がないのに、有償で、預貯金通帳等を譲り受け、その交付を受け、又はその提供を受けた者も、同様とする。

2 相手方に前項前段の目的があることの情を知って、その者に預貯金通帳等を譲り渡し、交付し、又は提供した者も、同項と同様とする。通常の商取引又は金融取引として行われるものであることその他の正当な理由がないのに、有償で、預貯金通帳等を譲り渡し、交付し、又は提供した者も、同様とする。

## IX 貸金業

# (図 1 4) 近年の副業サイト詐欺等で悪用される消費者金融からの借入

※ ①～③は、例えば、リモートデスクトップアプリで購入者等のスマホ上の画面は販売業者と共有状態。スマホをスピーカーフォン状態にして、間断なく指示。



# 1 法律等の適用関係

## 1 貸金業法

- 返済能力の調査（法13条）、過剰貸し付けの禁止（法13条の2）等の行為規制の対象
  - もっとも、「収入を証する書面」提出不要（法13条3項）の限界（50万円）を借りさせ、信用情報機関に反映されない間に他の消費者金融からも借入させるなどの手口の存在。

## 2 割賦販売法

- 消費者金融業者との金銭消費貸借契約につき、経産省で示された前掲「密接牽連性」の存在を認め、個別クレジット（旧法「個品割賦購入あっせん」）に該当するとして下級審判決※が存在

※ 神戸簡判平成21年1月14日(兵庫県弁護士会ウェブサイト)は、① 販売業者の担当者が貸金契約の事前の段取りを行っている事実、② PIO-NETにおける同種事案が一定件数存在、③ 貸金契約につき、わざわざ二者間契約であることを強調した書面を顧客に交付している事実からすれば、貸金業者が販売業者の存在を認識しておらず、商品内容をまったく知り得なかったとは経験則上考え難いとし、さらに、④ 電話による与信審査を行っただけで、金員を交付するまでに客観的な信用調査(指定信用情報機関を利用した貸付総額の確認等)を実施した形跡が窺えない事実からすれば、貸付金を回収できるか否かを念頭に置いた純粋な金銭消費貸借あったとは容易く(たやすく)信用できないとし、密接牽連性を認めた。

また、銀行の金銭消費貸借契約につき個別信用購入あっせんに該当するとして抗弁の対向を認めた裁判例として、札幌地判平成26年1月9日(金法1992号74頁)

\* 銀行があらかじめ販売業者にパンフレットや事前審査申込書を交付し、それに基づき販売業者が購入者を与信希望者として銀行に紹介等していた事案

ご清聴ありがとうございました。